

田川市産業振興会議規則をここに公布する。

平成28年10月31日

田川市長 二場 公人

田川市規則第17号

田川市産業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市中小企業振興基本条例（平成27年条例第19号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、田川市産業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 条例第2条第4項の規定に基づく関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 副市長
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議の会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 振興会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(実務責任者会議)

第6条 振興会議に、実務責任者会議を置く。

2 実務責任者会議は、会長が招集する。

3 実務責任者会議は、振興会議の構成団体の実務責任者の出席により開催し、運営面における実務的な協議、事例報告及び情報交換を行う。

4 実務責任者は、会長が指名する。

5 実務責任者会議に委員長を置き、実務責任者のうちから会長が指名する。

6 前条第2項及び第5項の規定は、実務責任者会議の会議について準用する。この場合において、前条第2項中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第5項中「振興会議」とあるのは「実務責任者会議」と、「委員」とあるのは「実務責任者」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 振興会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が招集する。

3 部会は、振興会議の構成団体のうちから会長が指名した者（以下「部会員」という。）の出席により開催し、課題及び分野別の協議、事例報告並びに情報交換を行う。

4 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

5 第5条第2項及び第5項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第5項中「振興会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、建設経済部産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(会議招集に関する特例)

- 3 この規則の施行の日以後初めて開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。